

コンセーレ（栃木県青年会館）使用規程（抜粋）

第1条 この規程は、財団法人栃木県青年会館（以下、「法人」という。）寄附行為第3条の目的を達成するため、各種青少年団体に便宜を供与することを原則とし、広く一般にも施設利用を供与して利用効率を高め、円滑な青年会館（以下「会館」という。）運営を図ることを規定する。

第2条 会館を使用する場合は、本規程に従わなければならない。

第3条 会館を使用する場合は、次の事項を記入した書面を持って、あらかじめ使用前に財団法人栃木県青年会館理事長（以下、「理事長」という。）あてに申し込まなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用の日時
- (3) 使用希望の部屋
- (4) 使用人員及び種別
- (5) 使用申込者住所・氏名・電話番号
- (6) 申込年月日
- (7) その他必要事項

第4条 会館は使用申込を受けたとき、次条以下の条項に照らし、使用目的の適否を判断して許可を与えるものとする。

使用目的に疑義があるときは使用許可を留保もしくは不許可をする。

第5条 使用許可を留保したときは1週間以内に文書または電話で回答する。

第6条 次の各号に該当する使用申込は不許可とする。

- (1) 館内および館構内において刑法に抵触する疑いのある行為を行う個人または団体
- (2) 館内において風俗営業に類似の行為をする個人または団体
- (3) 風俗営業団体
- (4) 本法人が反社会的と認める商行為を行う営利団体
- (5) 館内および館構内で示威行動をする団体
- (6) 本法人が反社会的と認める目的を持つ団体（合法的に組織された法人およびその他の組織も含む）
- (7) 転貸による使用行為
- (8) その他、本法人が不適当と認めた団体または行為

第7条 会館使用時間は、本館午前9時より午後10時とする。

ただし、宿泊については別に定めるところによる。

第8条 使用申込者が承認を受けた場合、使用後に料金を支払わなければならない。また、前受金を受領することもある。

2. 会館の使用料は＜別表1＞のとおりとする。ただし、会議室等において営利行為を行う場合＜別表2＞に定める割増料金を支払わなければならない。
3. 本法人の構成団体等健全な青少年活動をしようとする団体については別に定める「青年会館利用軽減規程」とのとおりとする。
4. 理事長が適当と認めた場合は前号の使用料を軽減または免除できる。
5. 使用許可の後に取消を通告してきたとき、または不使用のと

きは、規定の違約金を支払わなければならない。

■会議室キャンセル料

大・小ホール ・アリスホール	未使用	前日～ 14日前	15日～ 30日前	31日～ 2か月前
記以外の 会議室	未使用	前日	2日～ 7日前	8日～ 14日前
キャンセル料	全額	80%	50%	30%

■宿泊キャンセル料

	不泊	当日	前日～ 3日前	4日～ 7日前	8日～ 14日前	15日～ 30日前
1～19名	100%	50%	30%	20%		
20～49名	100%	60%	40%	30%		
50～79名	100%	60%	50%	30%	20%	
80～全館貸切	100%	70%	60%	40%	20%	10%

第9条 使用許可があっても本法人の寄附行為もしくは本規程に著しく背馳した行為を行った場合または事前に第6条の各号1に該当することが判明したときは、その使用を停止または取消することができる。

ただし、費用の弁償は一切行わないものとする。

第10条 館内において刑法に抵触する疑いのある行為または本規程に反する行為が行われている疑いのあるときは、本法人役職員の室内への立入調査を行うことができる。

刑法に抵触し本規程に反していたときは前条を適用する。

第11条 会館は次に上げるものを入場させてはならない。

- (1) 公共の風俗秩序をみだすおそれのあるもの
- (2) 隔離すべき伝染性疾患および疑いのあるもの
- (3) 他人に迷惑のかかるような物品あるいは動物などを携帯するもの
- (4) その他会館の管理上支障があると認めたもの

第12条 使用者は次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 所定の場所で喫煙すること
- (2) 使用を許可した部屋以外の場所には立ち入らないこと
- (3) 会館の備品、その他これに類するものは館内使用を原則とし、特に館外へ持ち出す場合は理事長の承認を得ること
- (4) その他理事長および係の指示によるもの

第13条 会館使用に際し館内の設備、備品等原形を変更または張り紙、その他特別の措置をしようとする場合は、理事長の承認を得なければならない。

第14条 会館使用後は遅滞なく原形に復し、清掃を行い、火気に注意し係に引き継がなければならない。

第15条 会館使用中建物又は備品等を破損若しくは亡失した場合は何人の所為であっても損害を賠償しなければならない。賠償額は理事長がこれを決定する。

第18条 この規程以外の事項は別に定めるところによる。

第19条 この規程は平成8年4月1日より施行する

